

○南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

平成17年10月1日

条例第104号

改正 平成20年3月11日条例第11号

平成21年6月23日条例第44号

平成24年6月26日条例第15号

平成26年12月12日条例第26号

平成27年6月22日条例第29号

平成27年9月11日条例第43号

平成28年6月21日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、母子・父子家庭の母又は父に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)

第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。以下同じ。)を扶養しているもの

(2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

(助成対象者)

第3条 この条例による助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、母子・父子家庭の母又は父であって町内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象者となる者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(助成)

第4条 町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条

第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国若しく

は地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及

び高額介護合算療養費の支給の額並びに付加給付の額を控除する。) (以下「一部負担金」という。) について、次の額を超える場合における当該超える額に相当する額を当該助成対象者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費を除く。

(1) 入院 1件につき2,000円

(2) 通院 1件につき1,000円

2 前項の規定は、助成対象者が当該療養の給付に代えて医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特に町長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする母子・父子家庭の母又は父は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 町長は、第1項又は前項の規定により母子・父子家庭の母又は父から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該母子・父子家庭の母又は父に通知するものとする。

(所得額の確認)

第6条 町長は、母子・父子家庭の母又は父から登録申請書又は更新申請書の提出を受けたときは、一部負担金の額を審査又は決定するため、当該母子・父子家庭の母又は父その他規則で定める者の所得の額を、当該者の同意を得た上で、課税台帳その他公簿等により確認することができる。

2 町長は、前項の規定による確認ができない場合において必要があるときは、登録申請書又は更新申請書を提出した母子・父子家庭の母又は父に対し、当該確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

(受給者証の交付等)

第7条 町長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに町長

に届けなければならない。

3 受給者は、登録の有効期間の満了したとき、又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに町長に規則で定める返納届を提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監督保護する者又は町長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定・交付)

第10条 町長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 町長は、受給者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の志津川町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年志津川町条例第17号)又は歌津町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年歌津町条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付に係る医療費について適用し、施行日以前の療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用等)

3 第2条による改正後の南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(以下「新母子・父子家庭医療費助成条例」という。)の規定は、施行日以後を有効期限とする受給資

格の登録又は更新について適用し、当該登録又は更新に係る手続は、施行日前においても新母子・父子家庭医療費助成条例の例により行うものとする。